◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

○阪空契第 557 号（№557）

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価準備書作成業務（電子入札対象案件）

⑶　業務内容　本業務は、北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響について、環境影響評価法に基づき、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成するものである。

１．準備書作成

⑴　条件整理等（地域特性把握、予測の前提条件整理、現地調査結果整理）１式

⑵　予測及び評価　１式

・大気質
・騒音
・低周波音
・振動
・水質
・動植物
・生態系
・温室効果ガス　等

⑶　環境保全のための措置の検討　１式

⑷　事後調査計画の検討　１式

⑸　環境影響の総合的な評価　１式

⑹　準備書の作成　１式

２．準備書手続きの支援

⑴　準備書の公告・縦覧に係る支援　１式

⑵　一般の環境の保全の見地からの意見の整理　１式

⑶　準備書の審査に係る支援（関係自治体の環境影響評価審査会資料作成支援等）１式

⑷　準備書説明会の支援（会場準備、説明会資料・議事録の作成等）１式

⑸　技術検討委員会の支援（会場準備、説明会資料・議事録の作成等）１式

⑷　履行期間　契約締結の翌日から令和４年11月30日まで

⑸　本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格を設定する場合には、技術提案等の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案等の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

⑹　本業務は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時までに大阪航空局の令和３・４年度一般（指名）競争参加資格者のうち「建設コンサルタント」でＡ等級の認定を受けていること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」(令和２年10月１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑶　会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　申請書及び資料の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹　平成23年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した、下記のいずれかの要件を満たす業務の実績（民間実績及び海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績も可とする。）を有する者であること。(再委託としての実績は除く。設計共同体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。)

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した業務である場合は、業務成績評定の評定点が60点未満であるものを除く。

・同種業務：環境影響評価法に基づく環境影響評価業務（※１）

※１　「飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年運輸省令第36号）に基づく環境影響評価

・類似業務：地方公共団体の環境影響条例に基づく環境影響評価業務（※２）

※２　飛行場（航空機の離発着する施設）及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価

⑺　配置予定管理技術者に対する資格等要件本業務における配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

配置予定管理技術者と担当技術者は兼務できない。(但し、緊急時等やむを得ない場合の短期間を除く。)

なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、管理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

１）配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格を有するものであり、日本語に堪能でなければならない。ただし、日本語通訳が確保できる場合は、この限りではない。

・技術士　総合技術監理部門（建設）港湾及び空港
・技術士　総合技術監理部門（建設）建設環境
・技術士　総合技術監理部門（環境）
・技術士　建設部門（港湾及び空港）
・技術士　建設部門（建設環境）
・技術士　環境部門
・国土交通省登録技術者資格※（施設分野：空港施設、業務：計画・調査・設計）
・ＲＣＣＭ（技術士部門と同様の部門に限る）

※　「国土交通省登録技術者資格」とは、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者登録規程」(平成26年11月28日付国土交通省告示第1107号）に基づき、技術者資格登録簿に登録された資格をいう。

２）配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定管理技術者は、平成23年４月１日以降に元請として完了した以下に示す同種又は類似業務の業務実績を有すること。

なお、同種又は類似業務の実績については、管理技術者ではなく担当技術者として従事したものも認める（照査技術者として従事したものは認めない。)。また、元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

・同種業務：環境影響評価法に基づく環境影響評価業務（※１）

※１　「飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年運輸省令第36号）に基づく環境影響評価

・類似業務：地方公共団体の環境影響条例に基づく環境影響評価業務（※２）

※２　飛行場(航空機の離発着する施設）及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価

３）直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。